

社会福祉法人二葉保育園 評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二葉保育園の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。なお、役員等には評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員を含むこととする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員等が評議員会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

3 前第1項及び第2項の規定は、テレビ会議・WEB会議による参加の場合も出席として適用する。

4 前第1項及び第2項に基づく報酬額は、決議の省略（書面審議または電磁的記録・電子メールによる審議）の場合は、半額とする。

ただし、法人運営上、定例的に必須である当初予算案及び決算案の審議の場合は、全額とする。

(評議員及び役員の勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、この場合は、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

4 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 5 前第1項から第4項の規定は、テレビ会議・WEB会議などによる場合も出席または勤務として適用する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 前第1項及び第2項の規定は、テレビ会議・WEB会議などによる参加の場合も出席または勤務として適用する。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る評議員選任・解任委員の業務にあたった場合は、報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬及び交通費の支給方法等)

第7条 理事長及び常勤理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各項による報酬等の区分に応じて、当該各項に定める時期とする。

(1) 報酬毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、当法人給与規程の規定に準じて支給）

(2) 賞与毎年6月及び12月

2 非常勤の役員及び評議員ならびに評議員選任・解任委員に対する報酬及び交通費は、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務に当たった実績に沿って、毎年7月、11月、3月に精算して、支給する。

3 報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立

替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(施設の職員を兼務する役員等の職務証跡)

第10条 施設の職員を兼務する役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年度定時評議員会(平成29年6月16日)にて制定し、平成29年4月1日に遡って適用する。

この規程は、令和2年度定時評議員会(令和2年7月29日)にて一部改定し、令和2年4月1日に遡って適用する。

この規程は、令和4年度定時評議員会(令和4年7月8日)にて一部改定し、令和4年4月1日に遡って適用する。

社会福祉法人二葉保育園 評議員・役員等報酬規程 別表

別表1 (日額)

名 称	報 酬 額	交 通 費
評議員会出席報酬等 (日額)	10,000円	各自の自宅または勤務地等の最寄駅から業務実施地の最寄駅間
理事会出席報酬等 (日額)	10,000円	各自の自宅または勤務地等の最寄駅から業務実施地の最寄駅間
評議員選任・解任委員 (日額)	5,000円	各自の自宅または勤務地等の最寄駅から業務実施地の最寄駅間

- * 1. 報酬額は源泉所得税を除いた金額で表示している。
- * 2. テレビ会議・WEB会議による参加の場合も出席として扱う。
- * 3. 決議の省略(書面等による審議)による場合は半額を原則とし、当初予算案及び決算案を審議事項に含む場合は全額とする。

別表2

名 称	報 酬	交 通 費	備 考
理事長等業務報酬等 (月額)	200,000円	自宅の最寄駅から業務実施地の最寄駅間	
常務理事業務報酬等 (月額)	338,960円	自宅の最寄駅から業務実施地の最寄駅間	統括施設長手当 25,000円
評議員及び理事業務報酬等 (日額)	10,000円	各自の自宅または勤務地等の最寄駅から業務実施地の最寄駅間	
監事監査指導報酬等 (日額)	20,000円	各自の自宅または勤務地等の最寄駅から業務実施地の最寄駅間	

- * 1. 報酬額は源泉所得税を除いた金額で表示している。
- * 2. 理事長及び常務理事についてのみ、夏期と冬期に賞与として1カ月分の報酬額を支給する

別表3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	そ の 他
実 費	15,000円	10,000円	実 費